

令和6年（2024年）胆振総合振興局管内「春の行楽期の交通安全運動」実施要領

1 運動の目的

ゴールデンウィークを利用して観光・レジャーに出かけることや、各種産業活動が活発化することで交通量が増加することが想定されること、また、高齢者が当事者となる事故は依然として多い。

このことから、運転者に対してはスピードの出し過ぎやあおり運転などの危険な運転の防止及び飲酒運転の根絶に向けた「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という規範意識を浸透させること、また、歩行者及び自転車利用者に対しては、高齢者の安全確保や自転車等利用時のヘルメットの着用など交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた取組を推進することで交通安全意識の高揚を図る。

2 運動期間

4月27日（土）～5月6日（月）

3 主催

北海道胆振総合振興局、胆振地区交通安全推進協議会

4 運動の重点

- (1) スピードの出し過ぎやあおり運転など、危険な運転の防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 歩行者の交通ルールの遵守
- (4) 自転車利用時のヘルメット着用など交通ルールの遵守

5 運動の進め方

北海道胆振総合振興局及び胆振地区交通安全推進協議会が、管内の各市町及び各警察署等と連携し、地域・職域の実情に応じた重点対策を設定するなど、効果的な運動の展開を推進する。

6 運動の重点に関する主な推進項目

- (1) スピードの出し過ぎやあおり運転など、危険な運転の防止
 - ア 運転者に対して、速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動の推進。
 - イ 運転者に対して、あおり運転等、悪質・危険な運転についての広報啓発の推進。
- (2) 飲酒運転の根絶

悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識の醸成と「そして見逃さない」という視点をもって広報啓発活動を推進。

(3) 歩行者の交通ルールの遵守

ア 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、あらゆる機会に高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進。

イ 歩行者に対して、夕暮れ時や夜間の時間帯に外出するときに反射材を身につけるための反射材普及と着用の促進を呼びかけ。

(4) 自転車利用時のヘルメット着用など交通ルールの遵守

ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進。

イ 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進。

7 施行日

本要領は、令和6年（2024年）3月5日から施行する。